

太子町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月3日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 24 号

太子町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

太子町認可地縁団体印鑑条例（平成 18 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。